

令和5年度第4回江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 議事録

- 1 日 時 令和5年11月16日（木）午後2時～午後3時45分
- 2 会 場 第5委員会室
- 3 出席者 村島 章恵 会長、井桁 秀夫 委員、横山 和子 委員、早崎 さやか 委員
事務局職員

- 4 議 題
第9号議案 令和3年度審査請求第2号について
(諮問) 生活振興部マイナンバー推進課
 - ・ 審査会は、審査請求人による口頭意見陳述を実施した。
 - ・ 審査会は、口頭意見陳述に係る聴取録を作成し、処分庁及び送付を求める審査請求人に対し、聴取録を送付することとした。
 - ・ 審査会は、次回、審議を継続することとした。

- 第6号議案 令和5年度審査請求第3号について
(諮問) 都市開発部都市計画課
 - ・ 審査会は、審査請求人に対し、審査庁から送付された弁明書に対する意見書等をおおむね2週間の期間で提出並びに口頭による意見陳述及び提出資料の閲覧の申出ができる旨の通知を併せて行い、審議を継続することとした。
 - ・ また、審査会は、審査請求人又は処分庁から意見書等の提出があった場合には、処分庁又は審査請求人に対し、当該意見書等の写しを送付するとともに、意見書等に対する意見等がある場合の提出期限をおおむね2週間とする旨の通知を併せて行うこととした。

- 第7号議案 令和5年度審査請求第4号について
(諮問) 都市開発部都市計画課
 - ・ 審査会は、審査請求人に対し、審査庁から送付された弁明書に対する意見書等をおおむね2週間の期間で提出並びに口頭による意見陳述及び提出資料の閲覧の申出ができる旨の通知を併せて行い、審議を継続することとした。
 - ・ また、審査会は、審査請求人又は処分庁から意見書等の提出があった場合には、処分庁又は審査請求人に対し、当該意見書等の写しを送付するとともに、意見書等に対する意見等がある場合の提出期限をおおむね2週間とする旨の通知を併せて行うこととした。

第5号議案 令和5年度審査請求第2号について

(諮問) 健康部医療保険課

- 審査会は、審査請求人及び処分庁から提出された意見書等の内容を確認し、次回、審議を継続することとした。
- 審査請求人から、提出資料の閲覧の申出があったため、審査会は、提出資料の閲覧可否について審議を行った。
- 審査会は、提出資料の閲覧については、申出のあった全ての資料の閲覧を認めると判断し、審査請求人に対し、その旨の通知を行うこととした。

5 報 告

- (1) インターネット等運用審査会の審査結果について